

## 青森県公立学校職員試し出勤実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、精神性疾患により休職している職員の円滑な職場復帰を支援するために、休職中に業務量を軽減したり従事時間を短縮した上で行う試行的な出勤（以下「試し出勤」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 試し出勤とは、精神性疾患により療養している職員が、病状の回復の見込みが立ち職場復帰をしようとする際に、次に掲げる目的のために行うものをいう。

- (1) 職場への適応性等を回復することで、職員自身の職場復帰に対する不安を軽減し再発の防止を図る。
- (2) 当該職員が所属する学校の校長が病状の回復状況を確認し、職場復帰後の受け入れの参考とする。
- (3) 学校職員精神性疾患休職等審査会における復職審査の資料とする。

### (試し出勤の対象者)

第3条 試し出勤の対象者は、精神性疾患により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者とする。

### (試し出勤の実施)

第4条 校長は、試し出勤の目的を当該職員に理解させるものとする。

- 2 当該職員は、試し出勤の目的を十分理解し、その目的が達成できるよう試し出勤を行うものとする。
- 3 校長は、当該職員、主治医及び家族と連携を図り、試し出勤を行うものとする。
- 4 校長は、事故等を未然に防止するため業務内容及び日程について当該職員と十分協議を行うとともに、所属の他の職員に対しても事前に説明し理解を得るなど、良好な職場環境づくりに努めるものとする。
- 5 校長は、試し出勤中は当該職員の状況の把握に努め、単独で授業を行わせるなど過重となる業務内容とならないように注意するとともに、常に校長の指導・監督のもとに実施されるよう配慮するものとする。

### (試し出勤の場所)

第5条 試し出勤の場所は、原則として当該職員の所属する職場とする。

### (試し出勤時期の決定)

第6条 校長は、当該職員と協議し、試し出勤時期を定めるものとする。なお、試し出勤時期は学校職員精神性疾患休職等審査会の日程等効率的な職場復帰のためのタイムスケジュールを考慮して定めるものとする。

#### (試し出勤の期間及び内容)

第7条 試し出勤期間及び試し出勤内容は、当該職員の病気の回復状況等を考慮し、原則として4週間から8週間の間で校長が定める。

2 試し出勤の内容は、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定めるものとする。

3 試し出勤期間及び試し出勤内容は当該職員の試し出勤中の状況に応じて変更することができる。

#### (試し出勤の手続)

第8条 試し出勤を希望する職員は、「試し出勤申請書」(様式1)により、校長に申し出るものとする。

2 校長は、当該職員から試し出勤の申請がなされた場合、次の事項について当該職員、当該職員の家族又は主治医から確認するものとする。

(1) 職場復帰の意欲(復帰に対して十分な意欲を示しているか。)

(2) 職務を行うために必要な注意力及び体力(回復の程度はどのくらいか。)

(3) 対人関係能力(他の職員と協力(協調)して職務を行うことは可能か。)

(4) 生活リズム(起床、睡眠のリズムは適正か。昼間の眠気はないか。)

3 校長は、前項に基づき、主治医に相談の上、試し出勤で実施する業務内容を定める。

4 試し出勤の申し出があったときは、校長は当該職員に対して、次の事項を説明するものとする。

(1) 試し出勤中においては条例に定めがあるものを除くほか、いかなる給与も支給されないこと。

(2) 試し出勤中の事故は公務災害、通勤災害の対象にならないこと。

(3) 試し出勤の実施中は、校長の指示に従うこと。

5 校長は、試し出勤を希望する職員から提出された書類に「試し出勤計画書」(様式2)及び「試し出勤に関する意見書」(様式3)を添付し、試し出勤開始日の10日前までに、(市町村立学校職員にあっては、市町村教育委員会及び教育事務所を経由し)教職員課に提出した後、試し出勤を開始するものとする。

6 試し出勤中において病気が再発又は悪化したと認められる場合、校長は主治医と試し出勤の継続の可否について協議するものとする。

#### (試し出勤の期間変更又は中止)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、試し出勤の期間を変更することができる。

2 校長は、次の各号に該当するときは、試し出勤を中止することができる。

(1) 前条第6項により主治医と協議した結果、主治医が試し出勤の中止を判断し、指示した場合

(2) 試し出勤中において、自傷他傷の行為や試し出勤に対する取組及び他の職員あるいは児童・生徒との人間関係等の問題から、職場の運営に支障をきたすおそれのある場合

(3) 当該職員から試し出勤の中止の申し出があった場合

- 3 校長は、試し出勤の期間を変更し、又は試し出勤を中止したときは、「試し出勤期間変更（中止）報告書」（様式4）を、直ちに（市町村立学校職員にあっては、市町村教育委員会及び教育事務所を經由し）教職員課に提出するものとする。

**（試し出勤の終了）**

第10条 校長は、試し出勤の計画期間が終了したときは、「試し出勤終了報告書」（様式5）により、直ちに（市町村立学校職員にあっては、市町村教育委員会及び教育事務所を經由し）教職員課に報告するものとする。

- 2 試し出勤の計画期間終了日から復職までの間について、当該職員が試し出勤の継続を希望する場合は「試し出勤終了報告書」にその旨を記入するものとする。

**（試し出勤中の災害補償）**

第11条 試し出勤は休職中に実施するものであり、試し出勤中の事故については、当該職員は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

**（その他）**

第12条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

**附則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。